

議案第18号

さぬき市保育の実施に関する条例の廃止について

さぬき市保育の実施に関する条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市保育の実施に関する条例を廃止する条例

さぬき市保育の実施に関する条例（平成14年さぬき市条例第109号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和2  
2年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

(さぬき市職員定数条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員定数条例（平成14年さぬき市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長、市町村立学校職員給与負担法」を「市町村立学校職員給与負担法」に改める。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会	委員長	月額 50,000円
	委員	月額 40,000円

」

を

「

教育委員会委員	月額 40,000円
---------	------------

」

に改める。

(さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（平成14年さぬき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条」に、「基づき、教育長の給与、旅費及び勤務時間等」を「基づく教育長の給与及び旅費並びに勤務時間、休日及び休暇」に改める。

第5条中「及び期末手当」を削り、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育長の期末手当の支給は、市長等の例による。

第8条中「その他の職務条件」を「、休日及び休暇」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

第8条に次の1項を加える。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育

委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合

(さぬき市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第4条 さぬき市学校給食共同調理場設置条例(平成14年さぬき市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童、生徒等に対する」を「さぬき市立学校における」に改める。

第3条第1号中「保管」を「調達、保管」に改め、同条第2号中「指導」を削り、「衛生管理」を「配送」に改め、同条第4号中「の調理」を「を活用した食に関する指導及び調査研究」に改め、同条第5号中「学校給食の運搬」を「学校給食費の徴収」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第5条第1項中「給食共同調理場に」を削り、同条第2項中「25人」を「20人」に改め、同項第1号中「教育長」を「市立幼稚園園長代表」に改め、同項第2号中「所長」を「市立幼稚園保護者代表」に改め、同項第3号及び第4号中「中学校」を「小学校」に改め、同項第5号及び第6号中「小学校」を「中学校」に改め、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

(さぬき市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 さぬき市教育委員会の委員の定数を定める条例(平成20年さぬき市条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条中さぬき市学校給食共同調理場設置条例第1条、第3条及び第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(さぬき市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後のさぬき市職員定数条例第1条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前のさぬき市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後のさぬ

き市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第2条の規定による改正前のさぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(さぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後のさぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例第1条、第5条及び第8条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前のさぬき市教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例(以下この項において「旧給与条例」という。)第1条、第5条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧給与条例第1条中「教育公務員特例法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法」とする。

(さぬき市学校給食共同調理場設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後のさぬき市学校給食共同調理場設置条例第5条第2項の規定は適用せず、第4条の規定による改正前のさぬき市学校給食共同調理場設置条例第5条第2項の規定は、なおその効力を有する。

(さぬき市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後のさぬき市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第5条の規定による改正前のさぬき市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

- 7 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

議案第20号

さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の制定について

さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

3 前2項の場合において、利用者が市の区域外に居住するときの額は、当該居住する市町村の定める額とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



議案第21号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第9条の2第1項中「26万8,500円」を「30万7,000円」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第11条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

第13条第2項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第5項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第15条第4項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第18条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第11条の2の規定により地域手当の月額を算定する場合において1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。次条、第24条第4項及び第5項並びに第27条第3項に規定する地域手当の月額についても、同様とする。

第19条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第22条第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じ

て得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第23条第2項中「まで」の次に「(第11条の2を除く。)」を加える。

第24条第1項中「並びに附則第9項第2号及び第3号」を削り、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に、「5箇月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第4項中「。附則第9項第2号において同じ。」を削り、「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「額)」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第25条第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第27条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項第1号中「及び附則第9項第3号」を削り、「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「額)」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第4項中「「第27条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」を「、「第27条第3項」」に改める。

第30条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第6項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第34条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附則中第9項の前の見出し及び同項から第13項までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	

31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		

67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	408,200
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	408,500
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	408,700
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	408,900
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	409,200
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	409,500
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	409,700
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	409,900
94		292,500	340,300	379,200	391,000	
95		292,900	340,800	379,600	391,300	
96		293,300	341,200	380,000	391,500	
97		293,500	341,300	380,300	391,700	
98		293,800	341,800	380,800	392,000	
99		294,200	342,200	381,200	392,300	
100		294,600	342,500	381,600	392,500	
101		294,800	342,800	381,900	392,700	
102		295,100	343,200	382,400	393,000	

	103		295,500	343,600	382,800	393,300			
	104		295,800	344,000	383,200	393,500			
	105		296,000	344,500	383,500	393,700			
	106		296,300	344,900	384,000	394,000			
	107		296,700	345,300	384,400	394,300			
	108		297,000	345,700	384,800	394,500			
	109		297,200	346,200	385,100	394,700			
	110		297,600	346,600	385,600	395,000			
	111		298,000	346,900	386,000	395,300			
	112		298,300	347,200	386,400	395,500			
	113		298,400	347,700	386,700	395,700			
	114		298,700		387,200				
	115		299,000		387,600				
	116		299,400		388,000				
	117		299,600		388,300				
	118		299,800		388,800				
	119		300,100		389,200				
	120		300,400		389,600				
	121		300,800		389,900				
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2アの表備考第2項を削り、同表備考第1項を同表備考とする。

別表第2イ及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100



30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700

66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	

	102		291,400	328,100	349,700		
	103		291,600	328,500	350,100		
	104		291,900	328,700	350,500		
	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用 職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
職員以	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
外の職	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
員	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900

16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300

52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	

88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		

124	294,800	325,500	360,000
125	295,000	325,700	360,300
126	295,200	326,000	
127	295,500	326,400	
128	295,900	326,600	
129	296,100	326,700	
130	296,400	327,000	
131	296,800	327,400	
132	297,200	327,600	
133	297,400	327,900	
134	297,700	328,300	
135	298,100	328,700	
136	298,400	329,100	
137	298,600	329,400	
138	298,900	329,800	
139	299,300	330,200	
140	299,600	330,600	
141	299,800	330,900	
142	300,200	331,300	
143	300,600	331,600	
144	300,900	332,000	
145	301,000	332,300	
146	301,300	332,700	
147	301,600	333,100	
148	302,000	333,500	
149	302,200	333,800	
150	302,400	334,200	
151	302,700	334,600	
152	303,000	335,000	
153	303,400	335,300	
154	303,600		
155	303,800		
156	304,100		
157	304,400		
158	304,700		
159	305,000		

	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。



(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年さぬき市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「受ける給料月額」の次に「(さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年さぬき市条例第 号)附則第5項から第7項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額)」を、「には」の次に「、平成30年3月31日までの間」を加え、「(給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与条例附則第9項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を「から、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超える場合にあっては、2万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の3を乗じて得た額(その額が3万円を超える場合にあっては、3万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」に改める。

(さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正)

第3条 さぬき市市長等の給料の特例に関する条例(平成25年さぬき市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条本文中「給料月額と」を「給料月額並びに」に、「差額給料」を「平成18年改正差額給料」に、「)の額と」を「)の額及びさぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年さぬき市条例第 号。以下「平成27年改正職員給与条例」という。)附則第5項から第7項までの規定による給料(以下「平成27年改正差額給料」という。)の額」に、「、第5条及び附則第9項並びに平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定」を「及び第5条、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定並びに平成27年改正職員給与条例附則第5項から第7項までの規定」に改め、同条た

だし書中「と差額給料の額と」を「並びに平成18年改正差額給料の額及び平成27年改正差額給料の額」に改める。

第4条本文中「と差額給料の額と」を「並びに平成18年改正差額給料の額及び平成27年改正差額給料の額」に、「第5条及び附則第9項並びに平成18年改正職員給与条例」を「及び第5条、平成18年改正職員給与条例」に改め、「までの規定」の次に「並びに平成27年改正職員給与条例附則第5項から第7項までの規定」を加え、同条ただし書中「と差額給料の額と」を「並びに平成18年改正差額給料の額及び平成27年改正差額給料の額」に改める。

第5条本文中「と差額給料の額と」を「並びに平成18年改正差額給料の額及び平成27年改正差額給料の額」に、「並びに平成18年改正職員給与条例」を「平成18年改正職員給与条例」に改め、「までの規定」の次に「並びに平成27年改正職員給与条例附則第5項から第7項までの規定」を加え、同条ただし書中「と差額給料の額と」を「並びに平成18年改正差額給料の額及び平成27年改正差額給料の額」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条の2第1項の改正規定、次項及び附則第3項の規定 平成27年3月20日
  - (2) 第1条中給与条例第13条及び第15条第4項の改正規定、同条例第24条第1項の改定規定（「1箇月」を「1か月」に改める部分に限る。）、同条例第24条第2項、第25条第3号、第27条第1項及び第30条第6項の改正規定並びに附則第10項中さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第1項及び第13条第3項の改正規定並びに附則第11項中さぬき市職員の育児休業等に関する条例第3条第1号及び第7条の改正規定 公布の日
- 2 第1条の規定による改正後の給与条例第9条の2第1項の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の給与条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、そ

の者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額とさぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年さぬき市条例第 号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 10 さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年さぬき市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条」を「前条」に改める。

第13条第3項中「時期」を「時季」に改める。

附則第4項を削る。

(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 11 さぬき市職員の育児休業等に関する条例(平成14年さぬき市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同号」を「同条」に改める。

第7条中「6箇月」を「6か月」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

(さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

1 2 さぬき市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年さぬき市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

1 3 さぬき市職員の修学部分休業に関する条例(平成19年さぬき市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「、給料の月額及び管理職手当に対する地域手当」を加える。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

議案第22号

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の  
一部改正について

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部を改正する条例

(さぬき市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政財産使用料条例(平成14年さぬき市条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

学校施設等使用料

行政財産の名称	基本使用料			冷暖房使用料	
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	冷房1 時間 につき	暖房1 時間 につき
長尾幼稚園諸室	円 500	円 500	円 1,000	円 —	円 —
造田幼稚園諸室	500	500	1,000	—	—
前山幼稚園諸室	500	500	1,000	—	—
津田小学校体育館	1,500	1,500	3,000	—	—
津田小学校運動場	2,000	2,000	4,000	—	—
さぬき南小学校体育館	1コート400 (市外4,000)	1コート400 (市外4,000)	1コート700 (市外7,000)	—	—
さぬき南小学校運動場	全面600 (市外6,000)	全面600 (市外6,000)	全面1,200 (市外12,000)	—	—
志度小学校体育館	昼間2,500		3,250	—	—
さぬき北小学校体育館	" 1,000		1,300	—	—
長尾小学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
長尾小学校運動場	1,000	1,000	—	—	—
長尾小学校諸室	500	500	1,000	—	—

造田小学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
造田小学校運動場	1,000	1,000	—	—	—
造田小学校諸室	500	500	1,000	—	—
前山小学校体育館	1,000	1,000	2,000	—	—
前山小学校運動場	1,000	1,000	—	—	—
前山小学校諸室	500	500	1,000	—	—
志度中学校体育館	昼間 2,500		3,250	昼夜 5,000	
長尾中学校体育館	2,000	2,000	4,000	—	—
長尾中学校運動場	1,000	1,000	—	—	—
長尾中学校柔剣道場	武道場	2,000	2,000	4,000	—
	卓球場	1,500	1,500	3,000	—
長尾中学校諸室	500	500	1,000	—	—

(さぬき市照明施設条例の一部改正)

第2条 さぬき市照明施設条例(平成14年さぬき市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第2条の表志度東中学校体育館の項を削る。

別表志度東中学校体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第23号

さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例の一部改正について

さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹



## さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さぬき市立幼稚園授業料等徴収条例（平成14年さぬき市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第2条中「幼稚園に在園する園児又は幼稚園において預かり保育を受ける園児の保護者から徴収する」を削り、同条に次の1項を加える。

2 月の中途において入園し、又は退園した場合の授業料は、これを1月として計算する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（授業料等の徴収）

第2条 幼稚園においては、在籍する園児の保護者から授業料等を徴収する。

第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（納付期限）

第4条 授業料等の納付期限は、毎月末日とする。ただし、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

本則に次の2条を加える。

（授業料等の減免）

第6条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、教育委員会規則で定めるところにより授業料等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「通して」を「通じて」に、「1箇月」を「1か月」に、「6,000円」を「さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さぬき市条例第 号）第2条第1項に規定する額」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「通して」を「通じて」に、「1箇月」を「1か月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第24号

さぬき市公民館条例の一部改正について

さぬき市公民館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市公民館条例の一部を改正する条例

さぬき市公民館条例（平成14年さぬき市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 さぬき市志度公民館鴨部分館の項中「さぬき市鴨部1115番地」を「さぬき市鴨部1099番地」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第25号

さぬき市保育所条例の一部改正について

さぬき市保育所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市保育所条例の一部を改正する条例

さぬき市保育所条例（平成14年さぬき市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「に欠ける」を「を必要とする」に改める。

第2条中「に定める」を「の」に改める。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（保育料の徴収）

第3条 市長は、法第56条第3項の規定に基づき、保育所を利用する支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）の保護者又は扶養義務者から保育料を徴収する。

2 前項の保育料の額は、さぬき市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例（平成27年さぬき市条例第 号）第2条第1項に規定する額とする。

（保育料の減免）

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

別表さぬき市立富田保育所分園松尾保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第26号

さぬき市児童館条例の一部改正について

さぬき市児童館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市児童館条例の一部を改正する条例

さぬき市児童館条例（平成14年さぬき市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大川町児童館の項中「さぬき市大川町富田中3003番地」を「さぬき市大川町南川61番地」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第27号

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について

さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹



さぬき市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童クラブ条例（平成14年さぬき市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学低学年の」を「小学校に就学している」に改める。

第2条の見出し中「及び位置」を「等」に改め、同条第1項表以外の部分中「位置」を「実施場所」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、実施場所を変更することができる。

第2条第1項の表名称の項中「位置」を「実施場所」に改め、同表大川町放課後児童クラブの項中「さぬき市大川町富田中3003番地」を「さぬき市大川町南川61番地」に改める。

第4条中「小学校3年生」を「小学校4年生」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

児童クラブの保育及び指導時間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（学校休業日を除く。） 放課後から午後6時まで
- (2) 土曜日 午前7時30分から午後5時30分まで
- (3) 学校休業日（土曜日を除く。） 午前8時30分から午後6時まで

第6条第3項中「学校休業日」の次に「（第1項に規定する保育及び指導時間にあつては、土曜日を除く。）」を、「午後6時30分まで」の次に「（第1項に規定する保育及び指導時間にあつては、土曜日を除く。）」を加える。

第8条中「児童クラブ費等」を「児童クラブ費」に改める。

第9条第2号中「児童クラブ費等」を「児童クラブ費その他徴収すべき実費」に改める。

別表第1の表中

「

学校休業日の期間中に限り入会する場合の児童クラブ費	夏季休業日の期間	15,000
	冬季休業日の期間	4,000
	学年末休業日の期間	4,000
	学年始休業日の期間	3,000
マイクロバス使用料	1か月（8月を除く。）	1,000

」を

「

学校休業日の期間中に限り入会する場合の児童クラブ費	夏季休業日の期間	15,000
	冬季休業日の期間	4,000
	学年末休業日の期間	4,000

学年始休業日の期間	3,000
-----------	-------

」に

改め、「延長した保育及び指導時間」の次に「並びに土曜日」を加え、

「

年間を通して入会する場合（年度途中の入会又は退会を含む。）	1か月	午後6時から午後6時30分まで	円 1,000
	夏季休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	3,000
	冬季休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	800
	学年末休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	700
	学年始休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	500
学校休業日の期間中に限り入会する場合	夏季休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	3,000
		午後6時から午後6時30分まで	1,500
	冬季休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	800
		午後6時から午後6時30分まで	400
	学年末休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	700
		午後6時から午後6時30分まで	350
	学年始休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	500
		午後6時から午後6時30分まで	250

」を

「

第6条第3項の規定により延長した保育及び指導時間に利用す	年間を通して入会する場合（年度途中の入会又は	1か月	午後6時から午後6時30分まで	円 1,000
		夏季休業日の期間	午前7時30分から午前8時30分まで	3,000

る場合	退会を含む。)	冬季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	800
		学年末休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	700
		学年始休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	500
	学校休業日の期間中に限り入会する場合	夏季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	3,000
			午後6時から午後6時30分まで	1,500
		冬季休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	800
			午後6時から午後6時30分まで	400
		学年末休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	700
			午後6時から午後6時30分まで	350
		学年始休業日の期間	午前7時30分から 午前8時30分まで	500
			午後6時から午後6時30分まで	250
		土曜日に利用する場合（市長が別に定める場合を除く。）	1か月	午前7時30分から 午後5時30分まで

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第28号

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「入院に係る」を削り、「支給することにより」の次に「、疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに」を加える。

第2条第4項中「及び家族療養費」を「、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費」に改め、同条第7項中「診療所」の次に「、薬局」を加える。

第3条中「で、入院による医療を受けたもの」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（受給資格証の交付）

第3条の2 この条例に定める子ども医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格証の交付を受けなければならない。

第4条ただし書中「入院による」を「当該」に改め、同条本文を次のように改める。

市長は、受給対象児（対象児であって、前条の規定により受給資格証の交付を受けた対象者（以下「受給資格者」という。）が保護者であるものをいう。以下同じ。）が疾病又は負傷について医療を受けたときは、受給資格者に対し、次条に規定する額を子ども医療費として支給する。

第5条中「2,000円（一部負担金等の額が2,000円に満たない場合は、当該一部負担金等の額）を控除した」を「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を控除して得た」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 入院の場合 保険医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとに1,000円（一部負担金等の額が1,000円に満たない場合は、その額）
- (2) 入院外の場合 保険医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）ごとに500円（一部負担金等の額が500円に満たない場合は、その額）

第6条中「対象者」を「受給資格者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の申請は、受給対象児が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して、5年以内に行うものとする。

第7条中「子ども医療費の支給を受けた」を削り、「対象者又は対象児が当該対象児」を「受給資格者又は受給対象児が当該受給対象児」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、こ

の条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第29号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 34, 200円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 44, 400円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 51, 300円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 61, 500円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 68, 400円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 82, 000円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 88, 900円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 109, 400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 116, 200円

第3条に次の2項を加える。

- 2 令第38条第1項第6号の第1基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条の規定にかかわらず、125万円とする。
- 3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、規則で定める額を同号に規定する額から減じて得た額とする。

第5条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第39条第1項第1号から第6号まで」を「第38条第1項第1号から第8号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

- 第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
  - 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必



要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

- 4 法第115条の4第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

さぬき市農村公園条例の一部改正について

さぬき市農村公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市農村公園条例の一部を改正する条例

さぬき市農村公園条例（平成14年さぬき市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表多和農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第31号

さぬき市共通商品券条例の一部改正について

さぬき市共通商品券条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市共通商品券条例の一部を改正する条例

さぬき市共通商品券条例（平成18年さぬき市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（商品券発行の特例）

第11条 市長は、臨時的又は特例的措置として商品券を発行する場合において、第2条第2項、第3条及び第8条の規定により難いと特に認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該商品券の額面、有効期限及び換金期限を別に定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部改正について

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第6条の2 職員には、地域手当を支給する。

第15条中「において」を「(次項において「週休日等」という。)に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、前条に規定する職にある職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに対して、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条第1項及び第2項第3号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第18条第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第33号

さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部改正について

さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第  
1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹



さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年さぬき市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第4条の2 職員には、地域手当を支給する。

第13条中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第34号

さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正について

さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成25年さぬき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について

広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域的な水道事業の計画の共同作成を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、次のとおり規約を定め、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 香川県広域水道事業体設立準備協議会規約

### (協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、香川県における広域的な水道事業等を経営する事業体（以下「広域水道事業体」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会は、香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

### (協議会を設ける団体)

第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

### (協議会の担任する事務)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道事業体の設立に係る連絡調整に関する事務
- (2) 広域水道事業体が経営する広域的な水道事業に係る計画の作成に関する事務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、香川県高松市に置く。

### (組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委 員 13名

### (会長及び副会長)

第7条 会長は、香川県知事の職にある者を、副会長は、高松市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

### (協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長が予めこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事)

第12条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係団体の職員のうちから会長が選任する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を助ける。

4 前各項に定めるもののほか、幹事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第13条 協議会の担任する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員の定数及びその配分は、関係団体の長の協議により定める。

3 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから、選任するものとする。

4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係団体の長にその解任を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の担任する事務の執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により各関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により定める。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第15条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

(協議会の規程)

第16条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

議案第36号

第2次さぬき市総合計画前期基本計画について

第2次さぬき市総合計画前期基本計画を別冊のとおり策定することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成16年さぬき市条例第29号）第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹



議案第37号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 総合整備計画書(第5次変更)

香川県 さぬき市 多和辺地  
(辺地の人口 522 人 面積 13.86k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | さぬき市多和         |
| (2) 地域の中心の位置       | さぬき市多和兼割9 3番地1 |
| (3) 辺地度点数          | 1 8 2 点        |

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

防火水槽については、多和地区においては消火栓配置も少なく、給水圧力も低いため、初期消火に効果をもたらす防火水槽の設置を行うものである。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

旧多和小学校体育館については、平成23年度末に廃校となった体育館を、地域住民の生活文化の向上とレクリエーション活動等の拠点とするために改修し、併せて集会の場、災害時の避難所として活用する。

旧多和小学校施設については、校舎の耐震補強、大規模改修、駐車場整備等を行い、複合的地域間交流施設として活用し、観光振興や地域の活性化を図る。

簡易水道施設について、国道377号の拡幅工事に伴い、併設している水道管路の布設替工事が必要であるため事業を実施する。

## 3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成27年度まで 4年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防火水槽新設事業 (2基分)	さぬき市	11,908		11,908	11,900
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	23,700	16,211	7,489	7,400

旧多和小学校体育館改修事業	さぬき市	46,408	12,352	34,056	34,000
旧多和小学校施設改修事業	さぬき市	234,775	68,250	166,525	164,100
簡易水道管路布設替事業	さぬき市	40,000		40,000	20,000
合 計		356,791	96,813	259,978	237,400

当初計画策定 平成 23 年 12 月 16 日  
 変更計画策定 平成 25 年 3 月 22 日  
 変更計画策定 平成 26 年 3 月 24 日  
 変更計画策定 平成 26 年 5 月 16 日  
 変更計画策定 平成 26 年 12 月 18 日  
 変更計画策定 平成 27 年 月 日

議案第38号

さぬき市地域活性化複合施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域活性化複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月19日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称  
さぬき市地域活性化複合施設（結願の里）
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 結願の里多和の会  
所在地 さぬき市多和中山中28番地1
- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで